

## 信用保証料助成事業

|     |     |          |
|-----|-----|----------|
| 予算額 | 全ト協 | 40,000千円 |
|     | 茨ト協 | 3,000千円  |

### 1. 対象事業

茨城県信用保証協会の保証で融資を受けたものとします。

- ① 国または茨城県が定めるセーフティネット保証の認定を受けたもの  
(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項)
- ② 国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に基づき指定された東日本大震災に係る保証)及び「東日本大震災復興緊急保証」(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条)の認定を受けたもの
- ③ 上記以外の保証制度

### 2. 助成額

- ①の保証 保証料支払額の1/2で、最大20万円  
(内訳) 茨ト協より 最大10万円  
全ト協より 最大10万円
- ②の保証 保証料支払額の1/2で、最大40万円  
(内訳) 茨ト協より 最大20万円  
全ト協より 最大20万円
- ③の保証 保証料支払額の1/2で、最大10万円(茨ト協のみ)  
※ 円未満は切り捨てとします。

なお、茨ト協からの助成金は1事業者あたり10万円を限度(①と③の保証)、②の保証は20万円を限度とし、限度額に達するまで再申請できます。

### 3. 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月15日までに信用保証料が支払われたものとします。

### 4. 申請方法

申請書に必要事項を記載し、令和5年3月15日までに申請してください。  
(添付書類)

- ①の保証
  - ・信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し
  - ・融資計算書の写し
- ②の保証
  - ・セーフティネットに係る認定書の写し(市町村)
  - ・信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し
  - ・融資計算書の写し
  - ・「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」に係る認定書の写し(市町村・商工会議所)
- ③の保証
  - ・信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し
  - ・融資計算書の写し

### 5. 助成条件

- ・茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。  
(入会以降の融資実績分を対象とします)
- ・保証料の還付を受けた場合は、助成金を返還するものとします。